

船橋市住宅改修支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅改修支援事業の実施に関し、必要なことを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅改修支援事業」とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第75条第1項第3号又は第94条第1項第3号に規定する住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの（以下「住宅改修に係る理由書」という。）の作成をする事業をいう。

(市の補助)

第3条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第1項に定める居宅介護支援事業者の介護支援専門員及びその他住宅改修について専門性を有する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）が法第8条第24項に定める居宅介護支援、法第8条第19項に定める小規模多機能型居宅介護、法第8条第23項に定める複合型サービス、法第8条の2第16項に定める介護予防支援、法第8条の2第14項に定める介護予防小規模多機能型居宅介護、又は法第115条の45第1項第1号ニに定める援助（介護予防ケアマネジメント）の提供を当該住宅改修の着工日の属する月に受けていない法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）に対し住宅改修支援事業を行ったときは、予算の範囲内において1件につき2,000円の補助を行うものとする。ただし、施行規則第75条に規定する居宅介護住宅改修費の支給申請又は施行規則第94条に規定する介護予防住宅改修費の支給申請について、審査の結果、不支給となった場合は、当該補助を行わないものとする。

2 前項に規定するその他住宅改修について専門性を有する者とは、介護支援専門員（同項に規定する居宅介護支援事業者の介護支援専門員を除く。）、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の者及びその他市長が必要と認めた者とする。

(交付の申請)

第4条 居宅介護支援事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、住宅改修費の支給決定日の翌日から2年以内に、住宅改修支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。このとき、住宅改修に係る理由書の写しを併せて添付しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、遅滞なくその内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、その旨を住宅改修支援事業補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付)

第6条 市長は、前条の決定に基づき、居宅介護支援事業者等に補助金を交付する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年3月31日までに着工した住宅改修について、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に、法第45条に規定する居宅介護住宅改修費の支給又は法第57条に規定する居宅支援住宅改修費の支給（以下「住宅改修費の支給」という。）に係る申請があり、第4条に規定する交付申請を平成16年3月31日までに行ったときに限り、第3条第1項及び同第2項の規定にかかわらず、1件につき2,000円の補助を行うものとする。

3 第3条第2項の規定については、平成15年4月1日から平成16年3月31日の間に着工した住宅改修について、住宅改修費の支給に係る申請があり、第4条に規定する交付申請を平成16年3月31日までに行ったときに限り、補助を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第2号様式に係る改正の規

定については、平成28年4月1日から施行する。

(住宅改修支援事業事務処理要領の廃止)

- 2 住宅改修支援事業事務処理要領(平成27年12月1日付介第262号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

(第1号様式)

住宅改修支援事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

(申請者)

事業所番号

法人事業者住所

法人事業者名

法人事業者
代表者職氏名

下記被保険者の住宅改修支援事業補助金について、理由書の写しを添付して申請します。

被保険者番号	
被保険者名	
被保険者住所	
担当介護支援 専門員の有無	有 ・ 無

理由書作成者	
居宅介護支援事業所	
事業所住所	
事業所名	
事業所代表者名	
事業所電話番号	
その他の専門職 (個人・法人含)	
住所	
法人名・代表者名	
理由書作成者名	
電話番号	
職種(資格等)	

決定通知書送付先 (○を付けてください)	事業者(申請者)あて 居宅介護支援事業所あて その他 ()
-------------------------	--------------------------------------

